

議案第183号

澁川都市計画事業四ツ角周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川都市計画事業四ツ角周辺土地区画整理事業施行規程の一部を 改正する条例

澁川都市計画事業四ツ角周辺土地区画整理事業施行規程（平成18年澁川市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第3条中「、同字長塚」を削る。

第25条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、分割徴収する場合にあっては年1パーセント、分割交付する場合にあっては法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前々日までに土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった場合における第25条第2項の規定による分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の第25条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の改正並びに施行地区の区域の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川都市計画事業四ツ角周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により、渋川市（以下「施行者」という。）が施行する四ツ角周辺地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（施行地区に含まれる地域の名称）</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 渋川市渋川字下ノ町の全部並びに渋川市渋川字新町、同字新町北裏、同字南横町_____、同字北横町、同字寄居及び同字中ノ町の各一部</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第25条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>分割徴収する場合にあっては年1パーセント、分割交付する場合にあっては法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p> <p>3～10 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、渋川市（以下「施行者」という。）が施行する四ツ角周辺地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（施行地区に含まれる地域の名称）</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 渋川市渋川字下ノ町の全部並びに渋川市渋川字新町、同字新町北裏、同字南横町、<u>同字長塚</u>、同字北横町、同字寄居及び同字中ノ町の各一部</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第25条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年6パーセント</u> _____とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>

清算金の分割徴収及び分割交付における利子の利率の変更について

1 土地区画整理事業における清算金

土地区画整理事業では、土地区画整理法（以下「法」という。）第87条第1項の規定により、個々の換地の内容及び清算金（整理前後において生じた土地の不均衡を是正する金銭）を定める換地計画を作成し、施行地区内の関係権利者に通知します。

清算金の金額は、換地処分の公告の日の翌日に確定し、施行者（渋川市）は、関係権利者に対して清算金の徴収又は交付を行い、滞納がある場合は、滞納処分を行います。

清算金の徴収又は交付においては、法第110条第2項の規定により、「利子を付して、分割徴収し、又は分割交付する」ことができ、その利子の利率は、土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）第61条第1項の規定により、「年6パーセント（分割徴収の場合は、年6パーセント以内で施行規程で定める率）」とされています。

2 分割徴収又は分割交付における清算金の利子の利率の変更

(1) 分割徴収

土地区画整理事業は、清算事務の完了をもって事業が終了することから、納付者の負担を軽減することにより清算事務の円滑な実施を図るため、分割徴収における清算金の利子の利率を関係権利者に最も身近で理解が得られやすいと考えられる市内の金融機関における住宅ローンの利率（適用金利）並びに隣接する東部土地区画整理事業の施行地区（分割徴収における利率を年1パーセントに設定）との地区間の公平性を考慮し、「年1パーセント」とするものです。

(2) 分割交付

土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）の改正に伴い、「年6パーセント」から「法定利率」とするものです。

なお、法定利率は、改正民法（令和2年4月1日施行）第404条第2項の規定により、「年3パーセント」となります。

参考

清算金の分割徴収又は分割交付に付すべき利子

	分割徴収		分割交付	
	施行令	条例 (施行規程)	施行令	条例 (施行規程)
現行	6パーセント 以内であって 施行規程で定 める率	6パーセント	6パーセント	6パーセント
改正後	法定利率以内 で施行規程で 定める率	1パーセント	法定利率	法定利率

※ 分割徴収は、施行令で年6パーセント以内で施行規程で定める率とされており、現在6パーセントと規定していますが、令和2年4月1日以降に付する利子を1パーセントと規定します。この場合、経過措置を設けなくても施行令で規定する率（法定利率（3パーセント）内で施行規程で定める率）に反しません。

※ 分割交付は、経過措置において、令和2年4月1日以降も、その前々日までに換地処分公告のあった場合については6パーセントと規定します。（経過措置を設けないと令和2年4月1日以降は、法定利率（3パーセント）になってしまう。）

市内の主な金融機関における住宅ローン（適用金利）の利率
（令和元年10月1日現在）

金融機関名	利率（％）	備考
足利銀行	0.95	固定金利（1年～10年）
群馬銀行	0.9～1.3	固定金利（5年）
東和銀行	0.9～1.1	固定金利（5年）
北群馬信用金庫	0.9～1.2	固定金利（5年）
利根郡信用金庫	0.9～1.1	固定金利（5年）

